

田原市地域公共交通会議設置要綱

(目的)

第1条 田原市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号。）及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するとともに、法第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通戦略計画（以下「戦略計画」という。）の作成に関する協議及び戦略計画の実施に係る連絡調整を行うため設置する。

(事務所)

第2条 交通会議は、事務所を愛知県田原市田原町南番場30番地1に置く。

(事業)

第3条 交通会議は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金等に関すること。
- (2) 戦略計画の策定及び変更の協議に関すること。
- (3) 戦略計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (4) 戦略計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
- (5) 前4号に掲げるもののほか、当交通会議の目的を達成するために必要なこと。

(交通会議の委員)

第4条 交通会議の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市の機関の職員で市長が指名する者
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者、その他の一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
- (3) 鉄道事業者
- (4) 一般旅客定期航路事業者
- (5) 住民又は利用者の代表
- (6) 中部運輸局長（愛知運輸支局長）又はその指名する者
- (7) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (8) 愛知県の関係行政機関の職員
- (9) 学識経験者
- (10) その他、市長が必要と認めて任命する者

(委員の任期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 増員による委員の任期は、現任者の期間とする。

(任期満了又は辞任の場合)

第6条 委員は、その任期が満了し、又は辞任により退任しても、後任の委員が就任するまでの間は、なおその職務を行うものとする。

(役員の定数及び選任)

第7条 交通会議に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 2名
 - (3) 監事 2名
- 2 会長は、委員のうちから市長が指名する。
- 3 副会長及び監事は、委員のうちから会長が指名する。
- 4 会長、副会長及び監事は、相互にその職を兼ねることはできない。

(役員の職務)

第8条 会長は、会務を総理し、交通会議を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 監事は、次の各号に掲げる業務を行う。
 - (1) 交通会議の業務執行及び会計の状況を監査すること。
 - (2) 前号において不正な事実を発見したときは、これを会長に報告すること。

(会議)

第9条 交通会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会議の議長は、副会長のうちから会長が指名する。
- 3 委員は委任により代理者を出席させることができる。
- 4 交通会議は委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 5 会議の議決は全会一致を原則とするが、成立しない場合においては、出席委員の4分の3をもって決することとする。
- 6 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 7 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

(協議結果の尊重義務)

第10条 交通会議で協議が整った事項については、交通会議の委員はその協議結果を尊重しなければならない。

(幹事会)

- 第11条 交通会議に提案する事項について協議又は調整をするため、必要に応じて交通会議に幹事会を置くことができる。
- 2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(分科会)

- 第12条 第3条各号に掲げる事項について専門的な調査・検討を行うため、必要に応じて交通会議に分科会を置くことができる。
- 2 第3条第1号に掲げる事項のうち、乗合旅客運送の運賃・料金に関する事項は、田原市地域公共交通運賃協議会を置き、協議を行う。
 - 3 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

- 第13条 交通会議の業務を処理するため、交通会議に事務局を置く。
- 2 事務局は、田原市都市建設部街づくり推進課に置く。
 - 3 事務局に事務局長及び事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。
 - 4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第14条 交通会議の運営に要する経費は、負担金等をもって充てる。

(収支予算)

- 第15条 交通会議の事業計画及び収支予算は、会長が作成し、事業開始前に交通会議の議決を得なければならない。
- 2 委員が所属する団体が直接行なう戦略計画に位置づけられた事業の実施に関して、この団体の支出及びこれに伴う収入については、これを交通会議の収支とみなす。

(財務に関する事項)

第16条 交通会議の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(交通会議が解散した場合の措置)

第17条 交通会議が解散した場合には、交通会議の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年3月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年9月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年3月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年3月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月18日から施行し、改正後の第13条第2項規定は、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年6月24日から施行する。

田原市地域公共交通会議設置要綱(平成19年3月23日施行)新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
(分科会) 第 12 条 第 3 条各号に掲げる事項について専門的な調査・検討を行うため、必要に応じて交通会議に分科会を置くことができる。 <u>2</u> 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。	(分科会) 第 12 条 第 3 条各号に掲げる事項について専門的な調査・検討を行うため、必要に応じて交通会議に分科会を置くことができる。 <u>2 第 3 条第 1 号に掲げる事項のうち、乗合旅客運送の運賃・料金に関する事項は、田原市地域公共交通運賃協議会を置き、協議を行う。</u> <u>3</u> 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年6月24日から施行する。